

昭和63年

広報

うえだ

2/16

第1,001号



自慢のわら馬 威勢よく

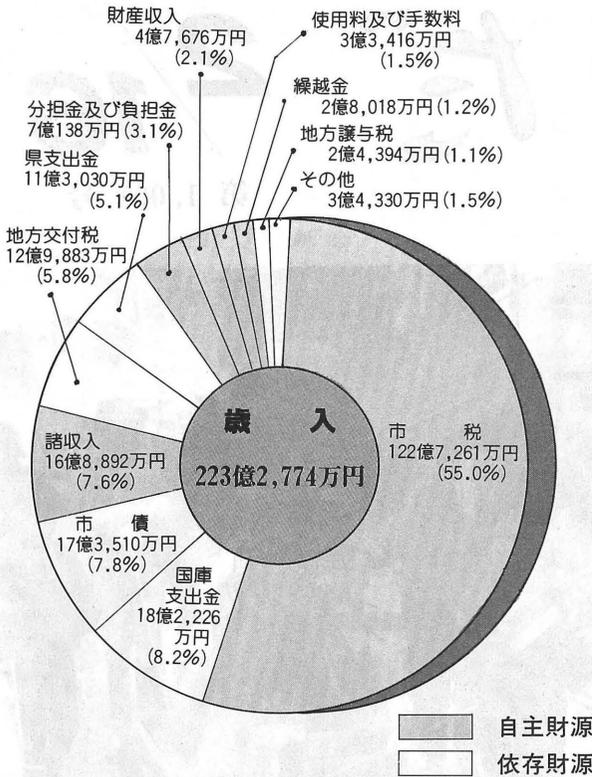
主な内容

- グラフでみる市の家計簿
61年度決算を公表します…………… 2～4
- 上信越自動車道、路線発表が間近…………… 5
- 国保が守る健康家族…………… 6～8
- 市役所の内線電話番号
3月1日から変わります…………… 9・10
- みんなで乗って路線バスを守ろう…………… 11

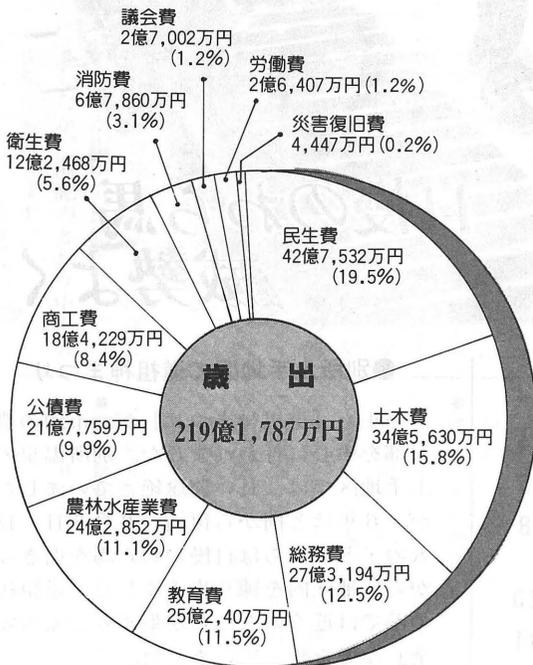
●別所上手地区で道祖神まつり

今年も「道祖神まつり」が、市内の農村部を中心に行われました。別所温泉の上手地区では、長い間途絶えていましたが、6年ほど前から復活。2月7日、18人の子どもたちは自慢のわら馬を引きながら、地区内を練り歩きました。道祖神の前では近くの人たちが集まり、「家内安全」などを祈っていました。

●一般会計決算



歳出規模は219億円



グラフで見る 市の家計簿

61年度 決算を公表します

昭和61年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算が市議会において認定になりましたので、その内容を公表します。

一般会計は、収入総額223億2,774万円、支出総額219億1,787万円で、差し引き4億987万円の黒字決算で終了し、これを次年度へ繰り越しました。前年度と比較すると、収入総額では2.85%、支出総額では2.29%の増となりました。

特別会計は、各会計とも計画どおりの執行で、黒字で決算を終了しました。なお、農業集落排水事業については、差し引き0で終了し、老人保健事業については、差し引き不足額を翌年度繰上充用金で補てんしました。

公営企業会計は、独立採算を目的に努力し、黒字決算で終了しました。

注)万円未満は四捨五入してあります。

●住民負担

人 □ 117,050人
 世帯数 36,797世帯
 (62.3.31現在)



一般会計

主な使いみち



総務費

- ▷長野大学学科新設に補助…7,000万円
- ▷共同集会施設の整備…3,449万円
- ▷㈱テレコム・ユー出資金…3,300万円

民生費

- ▷生活保護費…4億4,144万円
- ▷児童手当の支給…1億4,238万円
- ▷デイ・サービスセンター建設
…9,585万円
- ▷同和对策環境改善事業…5,634万円
- ▷川辺町児童センター建設…5,264万円

農林水産業費

- ▷農業バイオセンター建設
…1億2,140万円
- ▷土地改良事業補助金…1億741万円
- ▷農村総合整備モデル事業
…1億156万円
- ▷非補助土地改良事業…9,901万円

商工費

- ▷中小企業融資預託金…14億1,307万円
- ▷商工会議所建設に補助…7,000万円
- ▷商工業振興助成事業…6,966万円

土木費

- ▷道路改良舗装事業…8億3,900万円
- ▷街路整備事業…3億5,502万円
- ▷市営住宅建設(建替)…2億5,009万円
- ▷都市計画公園の整備…2億3,586万円
- ▷国道バイパス関連建設事業
…2億1万円

教育費

- ▷第六中学校新築事業…3億2,862万円
- ▷第五中学校体育館の改修…4,450万円
- ▷第二中学校校舎の改修…4,100万円
- ▷上田城北櫓保存修理…3,180万円
- ▷市営、県営野球場の改修…1,520万円



●特別会計決算



※老人保健事業の歳入歳出差し引
き不足額2,559万円は、翌年度繰
上充用金で補てん。

事業名	収入済額	支出済額
土地取得事業	2億7,057万円	1億5,384万円
塩田有線放送電話事業	5,545万円	5,129万円
国民健康保険事業	43億3,477万円	42億5,627万円
交通災害共済事業	3,575万円	3,543万円
福祉事業センター事業	1億2,054万円	1億1,824万円
※老人保健事業	38億505万円	38億3,064万円
農業集落排水事業	1,868万円	1,868万円
同和地区住宅新築資金等貸付事業	6億256万円	5億6,709万円
公共下水道事業	23億9,185万円	23億4,326万円
(合計)	116億3,522万円	113億7,474万円

(各事業のあらましは、4ページをご覧ください)

土地取得事業

- 土地取得状況
 - ▷件数 3件
 - ▷面積 3,427㎡
 - ▷金額 1億5,384万円

塩田有線放送電話事業

- 加入戸数 3,577戸
- 通話交換回数 10,026回(1日平均)

国民健康保険事業

- 加入状況
 - ▷世帯数 15,334世帯
 - ▷被保険者数 36,613人
- 保険給付状況
 - ▷件数 243,548件
 - ▷費用額 38億7,981万円
- 受診率
 - 年間1人当たり 6.3件
- 高額療養費給付状況
 - ▷件数 4,477件
 - ▷給付額 2億7,820万円
- 老人保健拠出金の状況
 - ▷老人保健対象者 5,765人(年平均)
 - ▷拠出金額 10億405万円

交通災害共済事業

- 加入状況
 - ▷加入者数 103,270人
 - ▷共済掛金収入 2,541万円
- 見舞金支給状況
 - ▷件数 498件
 - ▷支給額 3,021万円

老人保健事業

- 医療受給者の状況
 - ▷受給者数 10,124人(受給者割合8.6%)
- 医療費給付状況
 - ▷件数 169,743件
 - ▷費用額 37億8,975万円

公共下水道事業

- 普及状況
 - ▷処理区域人口 30,000人
 - ▷確認申請戸数 9,161戸
 - ▷使用可能戸数 9,997戸
 - ▷利用率 91.6%
- 処理場、管きよ建設工事費 16億4,083万円
- 処理場維持管理費 1億8,403万円

農業集落排水事業

- 実施状況
 - 下組地区農業集落排水事業基本設計、実施設計委託料 1,770万円



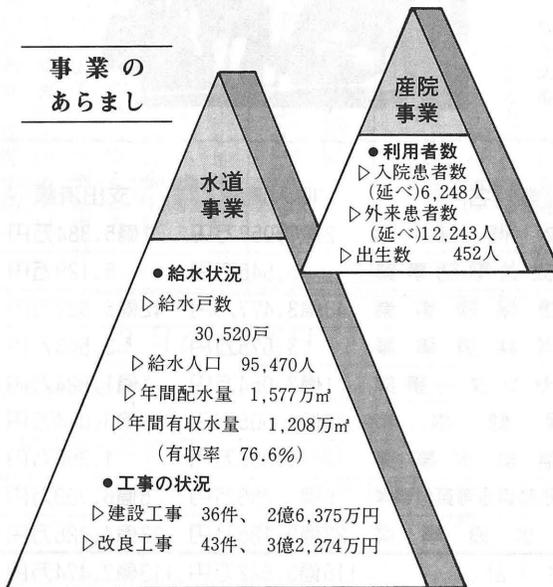
福祉事業センター事業

- 利用状況
 - ▷利用実人員 92人
 - ▷作業工賃 6,096万円(総額)

同和地区住宅新築資金等貸付事業

- 貸付状況
 - ▷件数 60件
 - ▷貸付額 2億6,050万円

事業のあらまし



	企業名	収入	支出
		(予算額)	(予算額)
収益的収支	産院事業	2億1,489万円	2億1,489万円
		(決算額)	(決算額)
	水道事業	2億1,288万円	2億 933万円
		14億6,328万円	14億5,854万円
		15億2,380万円	14億3,181万円

	企業名	収入	支出
		(予算額)	(予算額)
資本的収支	産院事業	312万円	929万円
		(決算額)	(決算額)
	水道事業	312万円	834万円
		5億1,633万円	7億3,457万円
		5億2,902万円	7億2,116万円

●公営企業会計決算

上信越自動車道

佐久～更埴間

路線発表が間近

道路公団、県の 事務所が開設

去る二月一日には、上田市内に日本道路公団東京第二建設局上田工事事務所（中央四）と県上田高速道事務所（天神二）が設置され、今後の建設に当たる

上田市発展のために

上信越自動車道の整備は、上田市の産業経済の発展や教育文化の向上に欠かすことのできない社会資本の整備です。早期供

市民がこぞって、早期建設と供用開始を期待している上信越自動車道（関越自動車道上越線）佐久～更埴間については、六十年一月の「整備計画」決定以来、日本道路公団で精力的に路線の選定作業がなされてきました。上信越自動車道建設に関する現況をお知らせします。

こととなりました。また、「路線発表」についても二月二十五日に予定され、いよいよ上田市にも高速道路建設のつち音が聞こえるのも間近となってきました。

これら一連の作業が他に例を見ないほど急ピッチで進められてきたのは、関係地域ならびに市民の皆さんの熱意が実った結果であり、今日までのご協力に對し深く感謝申し上げます。

用開始のかぎは今後、貴重な土地のご提供をいただく沿線の地権者ならびに地域の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。市では、上田市農協高速道対策委員会とともに十分な対応をしてみたいと思いますので、今後とも上信越道の早期建設について、市民の皆さんのご協力をお願いします。●問い合わせ 交通対策課（内線369）



日本道路公団東京第二建設局
上田工事事務所



2月1日には道路公団の上田工事事務所（写真上）と県の高速道事務所（同下）が設置されました。

春の火災予防運動

2月29日～3月13日

消えたかな！

気になるあの火

もう一度

何かと火を使うことの多いこの時期は、火災が発生しやすくなります。あなたの火の用心は大丈夫ですか。少しでも気になったら火の元を確かめる——こうした日ごろの努力が生命と財産を守ります。

今年の標語は「消えたかな！ 気になるあの火もう一度」です。

“火の用心”

7つのポイント

- ① 寝たばこ、たばこの投げ捨てをしない。
- ② 子どもは、マッチやライターで遊ばせない。
- ③ 風の強いときは、たき火をしない。
- ④ 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ⑤ 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ⑥ ふろの空だきをしない。
- ⑦ ストープには、燃えやすいものを近づけない。



国保が守る健康家族

ある日突然、私たちの生活を襲う病気やけが。だれも好んで病気やけがをするわけではありませんが、そのために多額の医療費が必要になってしまいます。

国民健康保険（国保）は、こんなときのために、ふだん加入者（被保険者）が、国民健康保険税（保険税）という形でお金を出し合っておき、これに国からの補

助金などを加えて医療費の負担を軽減しようという、相互扶助の精神に基づいた制度です。

国保は、だれもが平等に医者にかかることができ、健康で明るい社会の発展を目標とするという、国の基本的な医療制度の一つです。

就職・退職などのかた

届け出を忘れずに

これから四月にかけて、卒業・就職・進学・退職などで市役所へのいろいろな届け出が多くなる時期です。

国民健康保険（国保）に関する届け出もいくつかありますが、届け出を怠ったために病気やけがをしても保険が適用されないことにならないよう、忘れずに国

保の届け出をしてください。

加入と脱退

● 国保に加入する日

▽会社（の健康保険）をやめた日（退職した日の翌日）

▽上田市へ転入した日（会社などの健康保険へ加入していない場合）

▽赤ちゃんが生まれた日

▽生活保護を受けなくなった日
など、事実が発生した日です。ですから届け出の日が遅くなったとしても、加入日は事実発生の時にさかのぼり、保険税もさかのぼって課せられることとなります。

● 国保を脱退する日

▽会社などに就職し、その会社などの健康保険に加入した翌日

▽上田市から他の市町村などへ転出した日の翌日
▽死亡した日の翌日

▽生活保護を受けることになった日などです。

特に、会社などの健康保険へ加入した時、届け出が遅れると保険税はそのまま課税されます。また、うっかり国保の保険証で受診すると、あとで国保からその医療費の返還を求められるなど、めんどろなことが生じる場合がありますので、一日も早く手続きをしてください。

● 届け出は14日以内に

国保に加入したり、脱退した時の手続きは、十四日以内にするよう定められています。

保険証の交付

国保に加入すると一世帯に一枚の保険証が交付されます。

退職被保険者（別項参照）のかたには、②保険証が別に交付されます。

▽有効期限は六月三十日

現在の保険証の有効期限は六月三十日までです。七月一日からは、新しい保険証で受診していただくこととなりますので、更新を受けない保険証は失効し、使えなくなります。

▽大学などへ進学したら

大学など、学校へ通うため上田市から他の市町村へ住所を移して生活する場合には、**②**の保険証が交付されます。

▽**③**学保険証の交付

▽在学証明書、入学通知など学校へ通っている証明書 ▽国保の保険証 ▽印鑑——をこ持参のうえ、市民課または支所です続きをしてください。

就職したら…

学校を卒業するなどして会社などに勤め、その健康保険に加入したかたは、国保を脱退する届け出が必要です。

▽社会保険資格取得証明書(用紙は市民課または支所)を会社などで書いてもらい、国保の保険証(または国保の**③**保険証)と印鑑をご持参のうえ届け出をしてください。

退職したら…

会社などを退職し、その健康保険をやめたときは「任意継続」(別項参照)をしない限り国保に加入することになります。▽社会保険資格喪失証明書(用紙は市民課または支所)を会

社などで書いてもらい、印鑑と一緒にご持参のうえ、国保加入の届け出をしてください。

年金受給者は

退職者医療制度に加入

長年勤めた会社や役所などを退職して国保に加入し、厚生年金などの被用者年金を受けている七十歳未満のかた、およびその扶養家族のかた(七十歳未満)は、「退職者医療制度」のもとで医療の給付を受けることになっています。

どんな人がなれるか

次の三つの条件のすべてに当てはまるかたは、退職被保険者となります。

- ①国保の被保険者であること。
- ②厚生年金・共済年金などの被用者年金制度(国民年金は除く)から老齢(退職)年金の支給を受けており、これらの年金の加入期間が原則として二十年以上、または四十歳以後の加入期間が十年以上あること。
- ③老人保健法の適用を受けてい

(なお、既に同一世帯で国保加入者がいる場合は国保の保険証も必要です)

ないこと。(七十歳未満で、「ねたきり老人」の認定を受けていないかた)

扶養家族になれるかた

退職者医療制度のもとでは、扶養家族の認定を受けられる場合があります。扶養家族になる

国保一口メモ①

任意継続と

継続療養

似たような言葉ですが中味は異なります。

●任意継続とは

この制度は、会社の健康保険に加入していたかたが、退職の日から二十日以内に手続きをして、今まで加入していた健康保険に引き続き加入できる制度です。ただし、保険料は、今まで

と、入院の場合の自己負担は二割(一般国保は三割)で済みます。被扶養者の認定基準は、次の三つの条件のいずれにも該当する場合です。

- ①退職被保険者と同じ世帯に属している三親等内の親族である。
- ②退職被保険者の収入によって生活している人で、年収はおおむね健康保険の被扶養者の認定基準を満たしている。
- ③老人保健法の適用を受けていない。

●届出の方法は

退職被保険者およびその扶養家族の認定を受けるには

事業主が負担していた分まで自己負担となります。

▽期間は一一般には二年間ですが、五十五歳以上で退職した場合、二年間か六十歳までの期間か、どちらか長い方になります。

▽国保か任意継続かの選択は、国保の税金と比べたり、給付(国保は七割、任意継続は九割)の割合を勘案して判断してください。

●継続療養とは

▽必ず国保に加入する

▽年金証書 ▽被扶養者届書 ▽国保の保険証 ▽印鑑などが必要です。(詳しくは国保係までお問い合わせください)



継続療養の場合は、任意継続と異なり、特定の疾病にしか適用されませんので、国保に加入しなければなりません。

▽期間はいつまで健康保険に加入中に発病などしたもので、その初診の日から五年間は継続して医療の給付を受けられます。

▽保険料は

保険料は納付する必要はありません。(しかし、国保の保険料は納付しなければなりません)

苦しい国保の台所

保険税の完納にご協力を

国保は、みなさんがお医者さんにかかったときの費用の七割（退職被保険者のかたは八割）を負担しています。

このお金は、みなさんから納付していただいた保険税と国からの補助金などにより、まかなわれています。

ですから、一人でも保険税を滞納すると、国保の財政はさらに苦しくなってしまう。まじめに保険税を納めているかたにも、大きな迷惑をかけること



になります。

このため、昭和六十一年に法律が改正され、保険税を滞納しているかたに対して、厳しい措置をすることになりました。

滞納すると こうなります

保険税を滞納すると次のような措置を受けることとなります。

- ① 保険証を返してもらいます
災害など、政令で定められた特別な事情もないのに保険税を滞納すると保険証を返していただくこととなります。
- ② 被保険者資格証明書を発行
前記①で保険証を返していた場合は、保険証のかわりに「被保険者資格証明書」をお渡ししますので、この証によって医療を受けていただきます。
(ただし、この証で医療を受けた時は、お医者さんの窓口でいったん全額を支払っていただくことになり、後日申請によりその七割、または八割を国保から返してもらうこととなります)

③ お年寄りなどは除外

七十歳以上の老人保健制度でお医者さんへかかるかたや、厚生省令で定める公的医療を受けているかたなどには、今までどおりの保険証が交付されます。

④ 保険証の再交付

被保険者資格証明書を交付されていたかたが保険税を完納した時や、滞納額が減少し完納の見通しがついた時、あるいは、政令で定める特別の事情が生じたときなどには、あらためて保険証をお渡しします。

⑤ 保険給付が差し止められる

国保一口メモ ②

国保と交通事故

● 医療費は加害者へ請求

万一、交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は加害者が全額負担すべきものです。(被害者に重大な過失があれば、その状況によって判断されます)

ところが、加害者に治療費を支払うお金の持ち合わせがないなどの理由で国保の保険証を使って治療を受けることがあります。これはかまいませんが、国

政令で定められた特別の事情がないのに保険税を滞納すると、国保で受けられる給付(例えば高額療養費、助産費)の全部または一部について差し止められることがあります。

● 収納率向上に努力

非常に残念なことですが、上田市の昭和六十一年度の保険税の収納率は県内で下から三番目になってしまいました。この「汚名」返上のため、今年度厚生省から「収納率向上特別対策」市に指定され、努力を払っています。

保としては治療費を立て替えたこととなりますので、あとで加害者にその立て替え分を請求することになります。

● 国保係にも届け出を

もし国保の係が、交通事故などによる傷害を知らないでいたら、加害者に対する請求ができなくなります。その結果、支払ってはならない医療費を支払うことになり、皆さんの大切な医療費を無駄使いすることになります。

交通事故でけがをした時は、すぐに警察に届け出ると同時に、

す。

市民のみなさん方も、いろいろな事情のあるかたもいるとは思いますが、保険税の納期内完納にぜひともご協力をお願いいたします。



国保係へも届け出(第三者行為による傷病届)をしてください。

● 目撃者を捜す

交通事故にあつたときは、次のことに注意しましょう。

- ① 加害者の住所、氏名、勤め先などを明確にしておく。
- ② 自動車のナンバーなどを覚えておく。
- ③ 目撃者を捜しておく。
- ④ 示談は慎重にする。(相手があやまっているからと、簡単に応じない)

所 属 名	内線	所 属 名	内線	所 属 名	内線	所 属 名	内線
建築課長	1540	しいのみ園	(直)27-3166	施設係長	1753	水道局	
建築係	(1541)	塩田解放会館	(直)38-6883	上田市体育協会	1754		
建築指導課長	1545	城南解放会館	(直)27-7618	市民体育館	(直)27-9400		
審査係	(1546)	中央解放会館	(直)24-7546	体育施設管理事務所	1760		
指導係	1548	部落解放同盟上田市協議会	(直)27-2025	市民体育館	(直)22-8699		
交通対策局		上田市社会福祉協議会	1646	勤労者体育センター	1760		
交通対策局長	1550	相談室	(直)22-3082	市民の森スケート場	(直)27-8750		
交通対策課長	1551	支所関係		わしば山荘	(直)27-9396		
交通対策係長	1552	豊殿支所	(直)35-2939	市民の森体育館	(直)23-4577		
高速交通係長	1553	塩田支所	(直)38-3000(代)	自然運動公園管理事務所	1765		
国道バイパス課長	(1560)	川西支所	(直)31-2002(代)	(総合体育館)	1765		
庶務用地係長	1560	会計課		プール管理事務所	(直)38-6200		
事業係長	(1561)	会計課長	1650	フィールドアスレチック	(直)38-6202		
庶務用地係	1561	出納係	1651	管理事務所	(直)24-9814		
社会部		調査係長	1652	水泳場	(直)23-3294		
社会部長	1600	調査係	1652	市営野球場	(直)23-3336		
福祉事務所長	1601	銀行出張所	(1660)	中央公民館	1770		
福祉課長	1602	(1661)	(直)27-5765	文化会館	(直)22-0760		
福祉係	(1603)	選挙管理委員会事務局		西部公民館	(直)27-7544		
福祉係	1604	選挙管理委員会委員長	1670	城南公民館	(直)27-7618		
庶務係長	1605	事務局長	1671	上野が丘公民館	(直)24-0659		
庶務係	1606	事務局	1672	塩田公民館	(直)38-6883		
家庭児童相談専用電話	(直)23-2000	監査委員事務局		川西公民館	(直)22-5004		
家庭児童相談係長	1607	事務局長	1680	図書館	1775		
家庭児童相談係	1608	事務局	1681	図書館	(直)22-0880		
母子療	(直)22-8314	監査委員	1682	博物館	(直)22-1274		
点字図書館	(直)22-1975	教育委員会		信濃国分寺資料館	(直)27-8706		
社会課長	1620	教育次長	1700	山本鼎記念館	(直)22-2693		
高齢者婦人係長	1621	教育課長	1701	第一学校給食センター	(直)22-7084		
高齢者婦人係	1622	庶務係長	1702	第二学校給食センター	(直)25-1287		
医療給付係長	1623	庶務係	(1703)	市議会			
医療給付係	1624	庶務係	1704	議長室	1800		
塩田母子健康センター	(直)38-3149	学校教育課長	1710	副議長室	1801		
相染閣	(直)38-2100	施設係長	1711	応接室	1802		
保育課長	1630	施設係	1712	議会事務局次長	1803		
保育係長	1631	学務係	1713	議会事務局次長	1804		
保育係	1632	学務係	1714	(直)22-0452			
施設係	1633	社会教育課長	1720	庶務係長	1805		
同和対策課長	1640	社会教育係長	1721	議事係長	(1806)		
同和対策係長	1641	文化係長	1722	議事係	(1806)		
同和対策係	1642	勤労青年学校	(直)22-2666	調査係	(1806)		
福祉事業センター	(直)38-2782	青少年課長	1730	議員控室	1807		
西塩田事業所	(直)38-2614	青少年係長	1731	革新クラブ	1808		
中塩田事業所	(直)31-2041	青少年係	1732	清和会	1809		
川西事業所	(直)22-0882	青少年相談専用	(直)22-8080	清和会	1810		
報恩寮	(直)22-0882	同和教育課長	1740	市民クラブ	1811		
高齢者福祉センター	1645	同和教育係長	1741	第一、第二委員会室	1812		
デイサービスセンター	(直)22-4119	同和教育係	1741	第三委員会室	1813		
産院	(直)22-1573(代)	体育課長	1750	議員応接室兼室	1814		
乳児院	(直)27-4408	体育振興係長	1751	図書			
川西社会福祉センター	(直)22-5004	体育振興係	1752				

※小学校・中学校・保育園は省略してあります。

みんなで作って

路線バスを守ろう

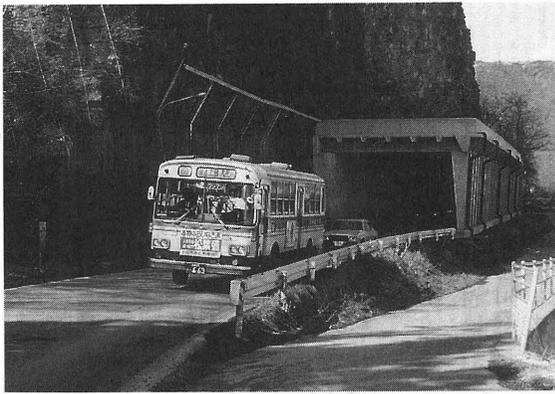
——赤信号のバス路線——

県内の路線バスは、年々利用者が減少し、国・県・市から多額の補助金を受けて運行されている路線が増え、ようやく運行が維持されています。

路線バスの不振は、バス会社各社の経営を圧迫する要因とな

っています。五十八年の旧川中島自動車（現川中島バス）の行き詰まりに続き、最近では千曲バスの経営権委譲問題に見られるように、単にバス路線の廃止だけでなくバス会社の存続に関わるような大きな問題へと発展

●問い合わせ 交通対策課（内線369）



大切な市民の足「路線バス」

運行が危ぶまれる路線

(昭和62年度)

会社名	路線名	運行区間	運行回数*	平均乗車密度*
上田交通	西丸子線	緑が丘西一下之郷一丸子	2回	5.6人(2種)*
	〃	下之郷一富士山一丸子	8回	5.8人(2種)
	豊殿線	上田駅一下郷一赤坂	9.5回	5.8人(2種)
千曲バス	中仙道線	新田一大屋一岩村田	2.5回	5.2人(2種)
	川西線	大屋一上田駅一下半過	8.5回	3種より2種へ格上げ努力中

- (注1) 運行回数…1往復で1回と数える。
- (注2) 平均乗車密度…起点から終点まで平均して何人乗っていたかを表す。
- (注3) 第二種生活路線…平均乗車密度が5人以上15人以下で、1日の運行回数が10回以下の路線。
- (注4) 第三種生活路線…平均乗車密度が5人未満のバス路線で、3年を過ぎると補助金がストップし、廃止または代替バス運行になる路線。



上田市でも他の例にもれず、近年多くの路線バスが廃止、または統合されてきています。バスは、市民みんなの足として欠かすことができませぬ。バス路線を存続させるため、機会あるごとにバスを利用しましょう。

この冬、脱スパイク⑧

粉じんはもうごめん 普通タイヤにはき替えよう

この冬は、スパイクタイヤ装着率が大幅に下がりました。これは、暖冬と「脱スパイクタイヤ運動」への皆さんのご協力によるものです。

しかし、雪のない道路が二か月以上もスパイクタイヤに削られ、粉じんが大量に発生し、多くの人が被害にあっています。これからの季節、雪は降ってもすぐ溶けてしまいます。一日も早く普通タイヤにはき替え、さわやかな春を迎えるよう、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

願います。

なお、スパイクタイヤはヒンを抜くと、夏用タイヤとして使用できます。生活環境課でヒン抜き機をお貸ししていますのでご利用ください。

粉じん清掃にご協力を

二月は、粉じんが最も多く発生する月です。市では、道路清掃車による路面清掃のほか、自治会など地域ぐるみで清掃した粉じんの収集を行っています。市民の皆さん、粉じんの被害を少しでもなくすため、清掃活動にご協力ください。

●問い合わせ 生活環境課（内線301）

一月二十九日、中央交差点で行われた「脱スパイクキャンペーン」





大切な

「だ液」の働き

早食いは禁物

歯が出はじめるころからの赤ちゃんが出すよだれ。梅干しやおいしいごちそうを前にすると出てくるつば。よだれとかつばとか呼び名のあるだ液について今回はお話しします。

だ液は、ほほの内側や舌の下に出てくる三つの大きなだ液せん（耳下せん・顎下せん・舌下せん）から出てくる液体で、その九九％が水分です。

だ液の働き

①食物の消化を助ける。

②かむことによつて、食物とよく混じつて、食物をのみこみやすくする。

③口の中の食べかすを洗い流す。

④口の中に入る酸や塩分を薄め、胃の負担をやわらげる。

⑤味覚を感じ、胃液の分泌を促す。

だ液と口臭

口臭の原因には、歯の病気、

鼻やのど、あるいは胃や肺の病気などが考えられますが、なんといつても多いのが食べかすが腐つておきるもので、口臭の八〇％は、この原因といわれています。

川の流れと同じで、だ液がたえず口の中を流れている限り、自然に浄化作用が働いて、細菌などが増えるのをくい止めていきます。でも、これが何かの原因で停滞するようになると、細菌の動きが活発になつて、食べかすなどが分解して、悪臭を出すようになります。

そこで、この口臭を防ぐために、食後歯をみがいたり、うがいをする習慣をつけるようにしましょう。また、だ液の流れをスムーズにするためにも、できるだけお茶を飲んだりすることも大切です。おしゃべりも口臭防止に役立つでしょう。

かむことの大切さ

食物をよくかみ、だ液とよく混ぜあわせてからのみこむようにすると、消化もよくなり胃も楽になります。

早食いの人は、かなりの量をとても満足できず、つい食べ

公正マークで

商品を選ぶ基準に

私たちが買い物をするとき、広告や商品の包装に書かれた表示などを目安に商品を選びますが、中には消費者に誤解を起させるような表示があります。

業界には、誤解を起させないように表示をなくすため、形や色は違いますが、それぞれ「公正マーク」を表示することを決めた公正競争規約があります。規約は、業者が公正取引委員会の認定を受けて、自主的に設定したルールです。

現在認められている公正マークは、食料品から不動産まで、百二十七の業種にわたっています。買い物をする時は、必ず「公正」の文字の入った公正マークを確かめてください。

自主規制をした例

業者が、自主規制をした例に次のものがあります。

①昨年、機械で大量生産されたソーセージが「手造り」と表示して売られていることが問題

になりました。業界では、公正取引委員会の指導で自主規制をして、実際に手造りされている製品だけ「手造りソーセージ」と表示するようになりました。

②最近、「にんじん焼酎」が出回っています。これは、焼酎ににんじんに似た香料をつけたもので、にんじんから作ったものではありません。そこで、「焼酎乙類の表示に関する公正競争規約」では、商品名のそばに、「にんじんの原材料の使用比率を明記することを義務づけています。

公正マークの具体例

公正マークは、消費者が商品を買う場合、誤解をせずに正しく商品が選択できるようにつくられています。

▼規約のある商品は、食料品を中心に酒類、化粧品類、電気製品などで、大部分に「公正マーク」がついているので確かめましょう。生めん類を例にとると（次ページのカット参照）、包

すぎとなつてゐる場合が多いので、よくかんで食べる習慣づくりが大切です。ゆつくりかむと、少ない量でも満足できるようになりません。

よくかんで食物とだ液とを混ぜると胃がんの予防にもなるといわれていますので、できるだけ一口を三十回以上はかむよう

にしましょう。

かむことは、小さな子どもあごの発育にもとても重要です。皆さんもこの機会に、だ液のここと、かむことの大切さをもう一度考えてみてください。

●問い合わせ 保健予防課（内線 291・290）



装袋に①品名（種類別名称）②なま・ゆで・むし・油揚げ・半なまである旨③原材料④添加物⑤製造月日⑥内容量⑦保存方法⑧事業者の名称と住所——の表示を義務づけています。

▼商品によつては、「公正マーク」が品物に表示されず、店頭についている場合もあります。

生めん類の公正マーク



対象品物は、うどん、そば、中華めん、生マカロニ類、生スパゲティ類などです。

上田市条例改正請求の公表について

昭和六十三年二月四日付、地方自治法第七十四条第一項の規定による上田市立小学校設置条例の一部改正を求めると上田市条例改正請求が提出されました。

審査の結果、二月六日、この請求を受理しましたので、地方自治法施行令第九十八条第一項の規定により、上田市条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり公表します。

一、上田市条例改正請求代表者の住所及び氏名

上田市大字上室賀一〇二三番地 甲田 孝
上田市大字上室賀二三五一番地 荒井 慶親

上田市大字下室賀二七八番地三 永井 健二

生かした教育が出来る。通学上の観点からも小学校は、徒歩通学の出来る範囲にあるのが最も大切な原則であり、バス通学を考えた場合さまざまな悪影響がある。また室賀地区全般を考えた場合、小学校の廃校は室賀地区の過疎化を一層進める事になる。私達は、これらの観点から小学校は住民の最も大切なより所である、と位置付け今日まで教育委員会と話し合いを続けて来ました。

一、川西村が上田市と合併時に交わした協定書の中に、「現行通学区域をもって、その通学区とする。現学校存置を図るため人口増加について、総合的見地にたち施策を講ずる」と明記されているが、行政は今日まで何の努力もせず小学校を廃校しようとしている。

二、昭和六十年十月二十五日上室賀地区総会の場合で、教育委員会は「学校問題は大変重要な問題なので、一つの自治会が反対でも統合はしません」と発言している。

三、昭和六十年十一月六日、上室賀区民の九十五%にあたる六百五十八名の反対署名を教育委員会は受取りながら、市議会議員、県教育委員会に対し、反対者は上室賀の一部の人だけと報告する。

四、教育委員会は、「室賀小学校統廃合問題と、六中建設は切り離して考える」と発言しておきながら、事実上「六中建設は室賀小学校統廃合の同

意ないと国庫補助金の申請ができない」のに、区民の同意を得ず議会に条例改正を強引に提出する。

五、文部省の通達の中にも「学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等を十分考えること。また、学校規模を重視する余り無理な統合をして、地域住民等の間に紛争を生じてはならない」と明記されている。

以上の如く地域住民と数々の約束をしておきながら、強引に小学校設置条例の改正を提案し可決した行為に、私達は、上田市と教育委員会に対し不信感と怒りで一杯です。私達は地方自治法第七十四条の規定により永野上田市長に対し上田市立小学校設置条例の一部改正の直接請求を致します。



元気に歩け 豆まきだ

節分の2月3日、北向観音では豆まきが行われ、善男善女でにぎわいました。この日は粉雪が無い、節分ムード一色。豆まきの前の「お練り」では、地区の子どもたちや年男などが赤、青、黒の鬼を先頭に、温泉街を練り歩きました（写真上）。

これに先立って、JR上田駅構内でみこしのグループ「上田睦」の皆さんらが、七福神にふんして豆まきを行いました。（写真左）。



手つきも鮮やかに

ふたば保育園で1月29日、「こままわし会」があり、年少組から年長組までの園児全員が各クラスごとに「こま」をまわしました。園児たちは、手つきも鮮やかに日ごろ練習した成果を披露しました。



4月1日から

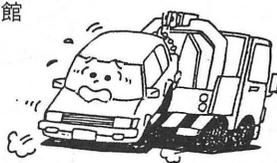
違法駐車は

レッカー移動に

上田警察署では、四月から違法駐車している車両をレッカー車で移動することになりました。これは、違法車両が安全通行を妨げ、交通事故の発生原因ともなっているからです。

レッカー車で移動されると、駐車違反の反則金、レッカー料、保管料（実費合わせて二万円以上支払わなければならない）となります。駐車するときは、駐車違反にならない場所へ駐車するようにしましょう。

●問い合わせ 上田警察署交通課（☎235665）



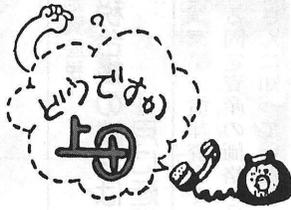
上田創造館
ファミリー劇場

「二びきの子ぶた」公演

▼とき 第一回 三月二十六日(土)午後三時、第二回 同二十



みつみ
上原光美さん
(65歳・院内)



道路、下水道の整備に期待

上原さんは、昨年二月東京都大田区から、生まれ故郷の上田市へ転入されました。東京での生活は約四十年。温泉があつて住みやすい上田で老後を暮らす決心をしたそうです。家族は、奥さんと二人です。

上田市の印象について。昭和十二年に上京し、その間たびたび上田へ来ていたせい、それほど変わった感じは受けていません。上田橋や古舟橋が新

設されたり、原町通りが広くなつたことぐらいでしょうか。旧市内は、あまり変わっていないと思います。いつか、合同庁舎の屋上から市街地を見たとき、意外に上田が狭くてびっくりしたのを覚えています。

住んでみてどうですか。人情味のある土地柄ですし、環境的にも住みやすい点が気に入っています。ただ、他県と比較して、道路の狭いのが目立ち

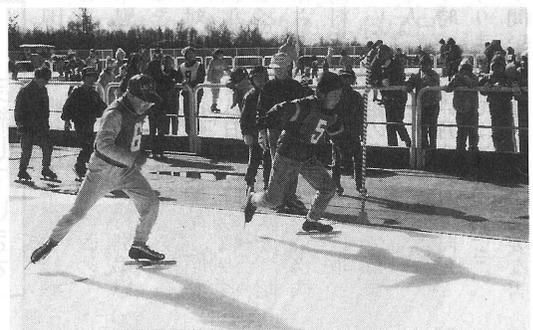
ますね。昔よりはよくなっていますが、ところどころ狭くなつたり、広くなつたりしているところがあります。また、下水道の整備が遅れていることも……。

市政に何かありましたら。道路がよくないと町が発展しない、と言われます。商店街の建てる物を高層にして、道路を広くしたり、駐車場のスペースを取ることも必要だと思います。上田は、これといった「目玉」がありません。観光面でも、特産品でも何か「一つ」がほしいですね。



文太さん信方の墓参り

NHKの大河ドラマ「武田信玄」で板垣信方役を演じている俳優の菅原文太さん(54)が2月4日朝、下之条にある「信方の墓」をお参りしました。この冬一番の冷え込みにもかかわらず、墓の周辺には約100人のファンが詰めかけました。



さあ 気合いを入れて

第一回市民の森学童スケート大会が1月30日、同スケート場で開催されました。学年ごとにスピードリンク一周の記録を競うもので、子どもたちの表情は真剣そのもの。上田市、東部町、真田町の小学生(4~6年)が参加しました。

ご寄付お礼

次の方皆さんから温かいご寄付をいただきました。

- ▽匿名 一万七千三百三十六円
- 社会福祉基金積立金として
- ▽匿名 三千円、手作り壁かけ
- 五個 社会福祉基金積立金、お年寄り・身体障害者へ
- ▽長野県連合青果(株)様 みかん五十ケース 社会福祉施設へ
- ▽真田町青年団様 もち米十五*
- *、大根五十一*など 報恩寮へ
- ▽渡辺守隆様(岩清水) もち米三十* 報恩寮へ
- ▽伴場湊次様(千葉県船橋市) 二十七万五千八百八十八円 社会福祉基金積立金として
- ▽伴場西男様(神奈川県高座郡寒川町) 二十七万五千八百八十八円 社会福祉基金積立金として

七日(日)午前十時、第三回「同二十七日(日)午後二時」▽ところ創造館文化ホール ▽内容 人形劇「三びきの子ぶた」▽定員 各回とも五百人 ▽料金 ファミリー券九百円(親子三人までご覧になれます)▽申し込み 三月一日から電話で同館(☎231111)へ。入場整理券をお送りします。

市民ガイド

市役所の代表電話 ☎(22)4100

固定資産税 課税台帳の縦覧は 4月に延期

土地、家屋、償却資産などに課税する固定資産の価格を納税者の皆さんに知っていただくため、毎年三月一日から三月二十日まで課税台帳の縦覧を行っていません。

しかし、今年基準年度のため評価替えなどがあり、四月に延期する予定です。

期日については、決まり次第「広報うえだ」でお知らせしますので、ご了承ください。

消費者と共に語る

「食品衛生の集い」に ご参加を

市、上小食品衛生協会、上田保健所などでは、食品衛生について理解していただくため、次により開催します。

▽とき 二月二十四日(水)午後一時から四時

▽ところ 市文化センター(材木町一)▽内容 体験発表、シンポジウム、ふるさと料理展示、上小地区の特産・物産品の展示即売(売上金は福祉事業へ寄付されます)、試飲コーナー ※料理展示、展示即売、試飲コーナーは正午からです。

▽その他 駐車場が狭いので、車での来場はできるだけご遠慮

ください。●問い合わせ 保健予防課(内線288)

上田市育英会

63年度の 奨学生を募集

▽資格 ①昭和六十三年四月から高等学校へ進学する人②昭和六十三年四月現在、高等学校に在学している生徒③四月一日現在、市内に六か月以上居住する世帯の人④本会以外の育英会などの給付を受けていない人

▽申込方法 在学している中学校、高等学校の担任の先生に相談して、教育委員会庶務課(内線545)へお申し込みを。▽申込期限 三月二十五日(金)▽決定 育英会の評議員会で決定します。

▽時効 六月十三日(日)で時効となりますので、ご注意ください。

▽問い合わせ 請求に必要な書類など詳細については、社会課(内線378)へ。

戦没者の遺族の方々へ 特別弔慰金を 支給しています



国では、戦後四十余年が経過し、戦没者のご遺族に、改めて弔慰の誠を表すために特別弔慰金を支給しています。

▽対象者 満州事変開始(昭和六年九月十八日)以降の戦没者などの三親等以内の遺族で、昭和六十年四月一日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取っていない一定の条件にあてはまる人。

心の相談に お出かけを

精神障害者上小地域家族会では、心の相談を行います。

▽とき 三月四日(金)午後一時三十分から四時

▽ところ 福祉会館(大手二)▽相談担当 国立小諸療養所木田富士雄医師 ●問い合わせ 保健予防課(内線291)

第4回 痴ほう性老人を かかえる家族の会

▽とき 二月二十六日(金)午後一時三十分から三時三十分

▽ところ 上田市保健センター(市役所南庁舎二階)▽内容 個別相談(相談担当者は国立小諸療養所の精神科医師など)、痴ほう性老人に関することなら何でも

▽申込方法 二月二十四日(水)までに保健予防課(内線291)

へ▽その他 当日介護をかわってくださる方がいない場合は婦人ボランティアが伺いますので、二月二十三日(火)までにご連絡ください。

今月の納税

固定資産税 第4期
(都市計画税)
国民健康保険税 第8期

納期限は2月29日(月)です。
よろしくお願ひします。

●収税課(内線241)



3月の相談日

- ①農地問題相談 ▷とき…3月1日(火)午前8時30分から午後5時 ▷ところ…農業委員会
- ②日常生活上の法律相談(予約制) ▷とき…3月11日(金)・25日(金)いずれも午後1時30分から3時30分 ▷ところ…本庁舎3階 ▷予約先…生活環境課(内線303)
- ③土地・建物の法律相談 ▷とき…3月10日(木)午後1時から4時 ▷ところ…西庁舎2階

● 3月の乳幼児健康診査

受付時間 いずれも午後1時～2時。
持ち物 母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。また、1歳6か月児と3歳児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票を記入してお持ちください。

● 三種混合予防接種

三種混合予防接種を別表のとおり行います。2期の対象者で、まだ2期の接種を受けていない子どもさんもお受けください。

62年度(後期)三種混合予防接種日程表

会場名	実施日	対象地区
	3回目	
上田市保健センター(市役所南庁舎2階)	3月4日(金)	東部・塩尻地区
上野が丘公民館		神科・豊殿地区
上田市保健センター(市役所南庁舎2階)	3月8日(火)	中央・北部地区
神川地区公民館		神川地区
川辺町会館	3月9日(水)	川辺・泉田地区
上田市保健センター(市役所南庁舎2階)		南部・西部地区
三好町会館	3月13日(火)	城下地区
塩田母子健康センター		塩田地区
川西社会福祉センター	4/5(火)	川西地区
上田市保健センター(予備日)		東部・南部・中央・北部・西部 塩尻・神科・神川・豊殿地区
上田市保健センター(予備日)	4/8(金)	城下・川辺・泉田・塩田 川西地区

上田市保健センター(市役所南庁舎2階)

健診	実施日	対象児
4か月児	3月1日	62年10月16日～10月31日生
	3月23日	62年11月1日～11月15日生
10か月児	3月3日	62年4月16日～4月30日生
	3月24日	62年5月1日～5月15日生
1歳6か月児	3月2日	61年8月16日～8月31日生
	3月16日	61年9月1日～9月15日生
3歳児	3月14日	60年2月1日～2月15日生
	3月18日	60年2月16日～2月28日生

塩田母子健康センター(塩田地区)

4か月児	3月8日	62年10月16日～11月15日生
10か月児		62年4月16日～5月15日生
1歳6か月児	3月22日	61年7月16日～9月15日生

川西社会福祉センター(川西地区)

4か月児	3月9日	62年10月16日～11月15日生
10か月児		62年4月16日～5月15日生
1歳6か月児		61年8月16日～9月15日生

※受付時間は、いずれも午後1時30分から2時30分まで。
※駐車場が混みあいます。車での来庁はご遠慮ください。

3月3日は「耳の日」
補聴器相談に
お出かけを

▽とき 三月三日(休)午前九時三十分～正午と午後一時～三時三十分
▽ところ 上田市福祉会館
▽持ち物 身体障害者手帳、印鑑、筆記具
▽問い合わせ 福祉課(内線373)



軽自動車・バイク
廃車・名義変更の
手続きはお早目に!

軽自動車税は、毎年四月一日現在、原動機付自転車(バイク)や小型特殊自動車(トラクター、ガテンなど)、軽自動車などを所有している人に、一年分課税されます。
廃車したり、他人に譲り渡したときは、早目に手続きをしてください。
〈手続き方法〉①軽自動車、二

輪の小型自動車などは、長野県
自家用自動車協会上小支部(☎
220595)で手続きしてくだ
さい。②原動機付自転車(バイ
ク)、小型特殊自動車(トラクタ
ー、ガテンなど)は、市役所
市民税課、塩田・川西の各支所
で取り扱っています。廃車の場
合は、ナンバープレートと印鑑、
名義変更の場合は譲渡証明書と
印鑑を持参して手続きしてくだ
さい。

●問い合わせ 市民税課(内線
233)

建設工事入札

「参加願」の提出

昭和六十三年、市関係の建設
工事指名競争入札に参加を希
望されるかたは、「建物工事参加
資格審査申請」の手続きが必要
です。

▽必要書類 ①建設工事参加
資格審査申請書②市税完納証明
書③代表者の身分証明書④経営
事項審査申請書の写し⑤委任状
または社内規則⑥建設業退職金
共済組合加入証明書(加入者に
限る)▽提出期間 三月一日(火)
から同三十一日(木)まで▽提出
先 管理課(内線343)

計量モニターを募集します

商品の量目に対する関心を高めていただくとともに、調査により得られた各種データや意見苦情などを今後の計量行政に反映させるため、昭和六十三年度計量モニターを募集します。

▽応募資格 食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない市内の家庭の主婦で、次の条件に該当する人。

あなたも

63年度 広報モニターになつてみませんか



市では、「広報うえだ」が市民の皆さんにより親しまれ、より読まれるものにしていくため、次により広報モニターを募集します。モニターの皆さんには、広報に対する意見や提案などをお寄せいただき、市民参加の紙面づくりの一端を担っていただきます。

●応募資格 二十歳以上の市内在住者（公務員を除く）

●募集人員 一般公募十人程度

●任期 昭和六十四年三月三十一日まで

①昼間の会議に出席できる人年
②過去に計量モニターを経験していない人

▽職務内容 指定する期間内に購入した商品の目方を量って、日誌に記入し、報告していただきます。

▽募集人員 十二名

▽応募期限 三月三十一日(休)

▽謝礼 五千円と記念品(検査用はかりと分銅)

▽応募方法 官製はがきに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号をお

●謝礼 記念品を贈呈

●職務内容 ①モニター会議への出席(年六回の予定)②アンケートへの協力など

●応募方法 はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を書いて三月十二日までに秘書課(〒386 上田市大手一丁目一十六)へ。

※なお、応募者多数の場合は抽選とします。

▽問い合わせ 秘書課(内線205)

書きのうえ『〒386 市内大手一丁目一十六 上田市役所 商工課商工振興係』へ

▽問い合わせ 商工課(内線603)

ポリタンクを寄付してください

昨年の春発生した大規模林野火災の教訓を踏まえ、山林内に簡易防火水槽を設置することにしました。ご家庭でいらなくなったポリタンク(十リットル、二十リットル)がありましたら、ぜひご寄付をお願いいたします。

△受付場所 中央消防署、南部消防署、川西分署、東北分署

●問い合わせ 消防本部予防課(☎2501内線205)

電話加入権の公売をします

市税などの滞納処分による上田電報電話局管内の電話加入権の公売を次のとおり行います。

▽とき 二月二十五日(木)、入札時間は午前十時から十時十五分まで(説明は午前九時四十五分から行います)

▽ところ 市役所南庁舎五階

▽方法 競争入札

▽台数 当日決定

▽公告場所 市役所、豊殿・塩田・川西の各支所、上田税務署

上小地方事務所

▽入札参加者 印鑑をお持ちになり本人がおいでください。代理人の場合は、必ず本人自筆の委任状と代理人の印鑑をお持ちください。

▽その他 公売当日までに滞納者が市税などを完納した場合には、公売を中止します。

▽問い合わせ 収税課(内線243)

訪問販売など 被害防止のための消費生活講座

▽とき 二月二十四日(水)午後七時から九時

▽ところ 中央公民館

▽テーマ 訪問販売などのトラブル防止のために

▽講師 土屋準弁護士

▽その他 受講料は無料です。

●問い合わせ 生活環境課(内線301)

不用品登録情報

- ゆずりまます
- ▽電気ストーブ 二千元
- ▽ダブルベッド 二万円
- ▽編み機(大型) 五千元
- ▽幼児用おくるみ 五百円
- ▽磁気マット 二千五百円
- ▽バイク(九〇cc) 一万八千円
- ▽バイク(五〇cc) 三千元
- ▽ジュースサーバー 三千元
- ▽電気ごたつ 二千元
- ▽灯油温風ヒーター 二千元
- ▽オルガン 無料
- ▽スピードスケート(二五・五cm) 無料
- ▽スキー・ストック(大人) 無料
- ゆずってください
- ▽ベビーカー 〇
- ▽ベビーダンス
- ▽乳母車 〇
- ▽都市ガス用コンロ
- ▽冷蔵庫 〇
- ▽本だな 〇
- ▽製図板
- ▽カラーテレビ 〇
- ▽食器 〇
- ▽物置(一坪) 〇
- ▽電動ミシン
- ▽洗濯機 〇
- ▽一輪車 〇
- ▽犬小屋
- ▽整理ダンス 〇
- ▽弓道用具一式
- ▽和ダンス 〇
- ▽子ども用スキー
- ▽自転車(婦人用・子ども用)
- 問い合わせ 生活環境課(内線301)